1 BSE に係る検査月齢及び輸入月齢の引き上げに関する評価手法(案)

2

- 3 1 基本的考え方
- 4 諮問事項(3)「BSE に係る検査月齢及び輸入月齢の規制閾値を 30 か月齢から
- 5 さらに引き上げた場合」のリスクの評価については、定型 BSE の制御を基本と
- 6 して評価を行うこととする。
- 7 この場合、評価対象各国のこれまでの BSE 発生状況に相違があり、既存の評
- 8 価手法を一律に適用できないことや、可能な限り5か国統一的な手法による評
- 9 価を行う必要があること等を踏まえると、定量的な評価は困難であると考えら
- 10 れる。このため、自ら評価の手法などを参考としつつ、今後、評価対象国にお
- 11 いて定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本
- 12 的な判断基準として、定性的な評価を行うこととする。

13

- 14 2 評価項目
- 15 諮問事項(3)の評価に当たっては、これまでに実施されてきた種々の評価
- 16 手法の検討を踏まえ、出生コホートの考え方を基本として、
- 17 ①出生年月ベースでの最終発生からの経過年数、
- 18 ②交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年
- 19 数、
- 20 ③BSE 対策の実施状況
- 21 を考慮し、ある年月以降の出生コホートについて、定型 BSE が発生する可能性
- 22 が極めて低い水準に達しているか否かについて評価を行う。
- 23 なお、必要に応じ、近隣国との市場の一体性なども考慮することとする。

24

- 25 3 具体的な評価方法
- 26 (1) 飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間(経過年数)
- 27 <u>最終発生又は飼料規制強化直後の出生コホートについて、定型 BSE</u> の発生が
- 28 確認されないことを検証するために必要な期間は、検出可能な BSE 感染牛のほ
- 29 とんどを検出するために必要な期間(出生後の経過年数)とする。

30

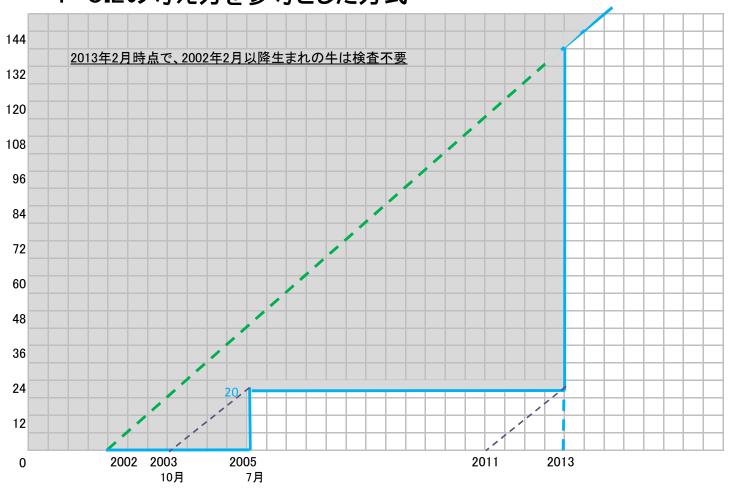
- 31 (2) BSE 対策の実施状況
- 32 詳細は、別紙点検表のとおり。
- 国際獣疫事務局 (OIE) の BSE ステータス評価や EFSA の GBR 評価手法等に
- 34 基づき作成した自ら評価手法等で用いた項目、すなわち「生体牛」(侵入リス
- 35 ク、国内安定性)と「食肉及び内臓(SRM及び食肉)」に関する項目について、
- 36 BSE 制御に有効な一定水準以上の規制が行われているかどうかの点検を実施す

- 1 る。
- 2 各項目の位置づけは、「生体牛」の項目のうち、規制措置については A、監
- 3 視措置についてはB、また、「SRM 及び食肉」の項目についてはCとし、人へ
- 4 の健康影響を判断するための再確認事項とする。
- 5 評価については、項目(措置)単体毎だけでなく、他の項目(措置)と組み
- 6 合わせることによるリスク低減効果も考慮し、これらの管理措置において問題
- 7 はないか総合的に判断する。なお、サーベイランスの結果から、効果的に管理
- 8 措置が機能しているかについても検討する。
- 9
- 10 (3)経過的措置の必要性の検討
- 11 (1)及び(2)により、定型 BSE が発生する可能性が極めて低いと判断さ
- 12 れた場合において、最終発生又は飼料規制強化以降の出生コホートについて、
- 13 より安全側に立った、経過的措置の必要性を検討する。
- 14
- 15 4 留意すべき事項
- 16 (1)人への健康影響
- 17 本評価手法は、定型 BSE の制御を基本として、その発生の可能性が極めて
- 18 低い水準に達していることを確認することとなるが、これにより、国内につ
- 19 いては、規制閾値以下の月齢の牛の牛肉・内臓(特定危険部位以外)を検査
- 20 せずに摂取すること、また、米国、カナダ、フランス及びオランダについて
- 21 は、規制閾値以下の月齢の牛の牛肉・内臓(特定危険部位以外)を摂取する
- 22 ことによる人の vCJD 発症の可能性について評価することに留意する。
- 23
- 24 (2) 非定型 BSE への対応
- 25 非定型 BSE については、ほとんどが 8 歳以上の高齢の牛で稀に発生してお
- 26 り、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病で
- 27 ある可能性が示唆されている。従って、高齢牛については、今後とも非定型
- 28 BSE 発生の可能性があることに留意して評価を行う必要がある。

資料2(参考図)

検査方式に係るイメージ図 (最終発生から11年経過を判断基準と仮置き)

OIEの考え方を参考とした方式



2 経過的措置方式

